令和元年5月29日

告示第6号

(目的)

第1条 この要領は、阿波市が発注する建設工事等について、極端な低入札による受注を防止するため、阿波市財務規則(平成17年阿波市規則第37号)第109条に規定する最低制限価格の運用についての制度(以下「本制度」という。)を設け、本制度の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところに よる。
  - (1) 最低制限基本価格とは、最低制限価格の算定の基礎となるものをいう。
  - (2) ランダム係数とは、徳島県電子入札システムにおいて自動的に算定される値をいう。 (対象)
- 第3条 本制度の対象は、建設工事及び公共嘱託登記業務(以下「対象工事等」という。)の うち、競争入札(総合評価落札方式によるものを除く。)に付するものとする。

(建設工事における最低制限価格の算定方法)

- 第4条 建設工事の最低制限価格(税抜き。以下同じ。)は、次式により算定するものとする。 なお、最低制限価格に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。 最低制限価格=最低制限基本価格×ランダム係数
- 2 建設工事の最低制限基本価格(税抜き。以下同じ。)は、次の各号のいずれかにより算定するものとする。ただし、算定結果が予定価格(税抜き。以下同じ。)の9.2/10を超える場合は、予定価格の9.2/10を最低制限基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は、予定価格の7.5/10を最低制限基本価格とする。

なお、最低制限基本価格に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(1) 土木工事

最低制限基本価格=(直接工事費 $\times$ 0.97)+(共通仮設費 $\times$ 0.9)+(現場管理費 $\times$ 0.9)+(一般管理費等 $\times$ 0.68)

(2) 建築工事

最低制限基本価格=(直接工事費×0.9)×0.97+(共通仮設費×0.9)+(直接工事費×

0.1+現場管理費)×0.9+(一般管理費等×0.68)

(公共嘱託登記業務における最低制限価格の算定方法)

第5条 公共嘱託登記業務の最低制限価格は、次式により算定した額(1,000円未満の端数が 生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

最低制限価格=最低制限基本価格×ランダム係数

2 公共嘱託登記業務の最低制限基本価格は、次式により算定した額(1,000円未満の端数が 生じた場合は、これを切り上げた額)とする。

最低制限基本価格=予定価格×2/3

(ランダム係数の算定方法)

- 第6条 ランダム係数は、徳島県電子入札システムにおいて、入札参加者が入力する任意の 3桁のくじ番号と入札書受信日時の秒(ミリ秒単位の下3桁を使用)をもとに自動的に算定 される値とする。
- 2 ランダム係数は、1.0000から1.0060までの範囲で0.0005刻みの13通りの値とする。(最低制限価格による判定)
- 第7条 入札の執行者は、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者を失格とする。 (最低制限価格の公表)
- 第8条 対象工事等の担当者は、最低制限価格を入札後に公表する。

附則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和2年4月30日告示第63号)

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和4年7月29日告示第87号)

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則(令和4年12月28日告示第131号)

この要領は、令和5年1月1日から施行する。